

令和8年第1回美幌町議会臨時会会議録

令和8年1月16日 開会

令和8年1月16日 閉会

令和8年1月16日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 議案第 1 号 番号法施行条例の一部を改正する条例制定について
日程第 4 議案第 2 号 令和 7 年度美幌町一般会計補正予算 (第 7 号) について

○出席議員

- | | | |
|-----------------|-----|--------------|
| 1 番 木 村 利 昭 | 副議長 | 2 番 馬 場 博 美 |
| 4 番 高 橋 秀 明 | | 5 番 宮 崎 奈津江 |
| 6 番 上 杉 晃 央 | | 7 番 稲 垣 淳 一 |
| 8 番 藤 原 公 一 | | 9 番 伊 藤 伸 司 |
| 10 番 吉 住 博 幸 | | 11 番 大 江 道 男 |
| 12 番 松 浦 和 浩 | | 13 番 大 原 昇 |
| 議長 14 番 戸 澤 義 典 | | |

○欠席議員

- 3 番 横 山 清 美

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 美 幌 町 長 平 野 浩 司 | 教 育 委 員 会 長 小 室 保 男 |
| 監 査 委 員 西 村 与 志 博 | 教 育 長 |

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 副 町 長 矢 萩 浩 | 総 務 部 長 那 須 清 二 |
| 町 民 生 活 部 長 関 弘 法 | 福 祉 部 長 吉 田 善 一 |
| 経 済 部 長 河 端 勲 | 建 設 部 長 遠 國 求 |
| 病 院 事 務 長 遠 藤 明 | 事 務 連 絡 室 長 藤 田 静 思 |
| 会 計 管 理 者 村 田 剛 | 総 務 課 長 水 上 修 一 |
| 危 機 対 策 課 長 片 平 英 樹 | 政 策 推 進 課 長 竹 下 護 |
| 財 務 課 長 鶴 田 雅 規 | 兼 デジタル 推 進 主 幹 |
| 戸 籍 保 険 課 長 多 田 敏 明 | 町 民 活 動 課 長 澤 田 孝 洋 |
| 社 会 福 祉 課 長 以 頭 隆 志 | 税 務 課 長 松 尾 まゆみ |
| 保 健 福 祉 課 長 小 成 由 香 | 児 童 支 援 主 幹 大 内 直 樹 |
| 森 林 農 地 整 備 主 幹 橋 本 勝 | 農 林 政 策 課 長 佐 久 間 大 樹 |
| 建 設 課 長 森 口 尚 博 | 農 業 振 興 主 幹 午 来 博 |
| 環 境 管 理 課 長 影 山 俊 幸 | 建 築 主 幹 廣 田 吉 輝 |
| 上 下 水 道 課 長 石 山 隆 信 | 環 境 衛 生 主 幹 宮 田 英 和 |
| 地 域 医 療 連 携 課 長 高 山 吉 春 | 病 院 総 務 課 長 伊 藤 寿 |
| 教 育 部 長 中 尾 亘 | 事 務 連 絡 室 次 長 山 口 毅 |
| | 学 校 教 育 課 長 高 田 秀 昭 |

学校給食課長 弓 山 俊
スポーツ振興課長 浅 野 謙 司
監査委員事務局次長 小 室 秀 隆

社会教育課長 浅 野 謙 司
監査委員事務局長 斉 藤 浩 司

○議会事務局出席者

事務局長 斉 藤 浩 司
議事係長 金 子 未 准
庶務係長 長 崎 彩 加

次 長 小 室 秀 隆
庶務係長 佐々木 齊

午前9時30分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、令和8年第1回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番高橋秀明さん、5番宮崎奈津江さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（戸澤義典） 日程第2 会期の決定を議題とします。

去る1月13日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一）〔登壇〕 令和8年第1回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る1月13日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、条例改正1件、補正予算1件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げまして、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤義典） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告あったとおり、本臨時会の会期を本日1

日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（斉藤浩司） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

なお、横山議員から所用のため欠席する旨、届出がありました。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典） 町長から、本臨時会に提出している案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司）〔登壇〕 本日、ここに令和8年第1回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしま

すとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

条例の改正について。

議案第1号番号法施行条例の一部を改正する条例制定については、地方公共団体情報システム標準化に伴い、住民基本台帳に登録されていない者、住登外者を、標準準拠システムにおける住登外者宛名番号管理機能により適正な運用を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

補正予算について。

議案第2号令和7年度美幌町一般会計補正予算(第7号)については、除排雪委託料として3,504万4,000円を、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業のうち、食料品等物価高騰対策緊急給付金給付事業として2億1,212万円を、物価高騰対策ハイプレミアム商品券発行事業として1億375万2,000円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いいたします。

◎日程第3 議案第1号

○議長(戸澤義典) 日程第3 議案第1号番号法施行条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(那須清二) 議案の4ページになります。

議案第1号番号法施行条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

番号法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料2ページ

をお開きください。

資料1、議案第1号関係。

番号法施行条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的ですが、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民基本台帳に登録されていない者、住登外者を、標準準拠システムにおける住登外者宛名番号管理機能により適正な運用を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正内容ですが、1点目として、住登外者宛名情報の利用に係る包括規定を第3条に追加いたします。

2点目として、別表、第3条関係の改正で、別表に掲げる独自利用事務のうち、当該機能を用いるシステムにより処理する事務について、右欄の特定個人情報に住登外者宛名情報であって規則で定めるものを追加するほか、住登外者宛名番号を付番・管理する事務について、番号法第9条第2項に基づく独自利用事務として位置づけるため、別表に当該事務を追加いたします。

3点目といたしましては、条項の整理となります。

なお、下段に、参考といたしまして、住登外者についての説明を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

根拠法令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。

施行日は、公布の日となります。

なお、参考資料3ページから6ページに、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第1号について御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(戸澤義典) これから質疑を行います。

6番上杉晃央さん。

○6番(上杉晃央) 目的は分かりまし

た。

それで、この参考資料の中の今の説明において、この条例が制定されていない現状で住登外の情報というのは、ここに書いてある別表の中に、例えば、子ども医療費の助成の条例とかあるのですけれども、現状のように対応していたのか。また、具体的に、例えば医療費助成とかというと、住登外情報というのは、どのようなことで必要があって利用しているのか、そのような実例について説明いただきたいと思えます。

○議長（戸澤義典） 総務課長。

○総務課長（水上修一） 御答弁いたします。

まず、住登外者の情報ですけれども、現在においても、個別の住民基本台帳のシステムを使って、住民登録されていない方の情報を付番管理して行っている事務であります。今、御質問がありました、例えば子ども医療費の関係であれば、基本的には、町内に住民登録されているお子さんに対して、受給者証を発行する事務を行うのですけれども、単身赴任などで保護者の方が町外にいた場合、住登外の情報を使いながら所得の情報も確認するとかということもあります。そのようなところで住登外者の情報を使っているようなことであります。

以上でございます。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第1号番号法施行条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（戸澤義典） 日程第4 議案第2号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書9ページになります。

議案第2号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

令和7年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した食料品等物価高騰対策緊急給付金給付事業及び物価高騰対策ハイプレミアム商品券発行事業の追加のほか、町道除排雪委託料の追加を行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,091万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億6,882万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたしますので、議案書の18、19ページをお開きください。

3、歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、11目諸費、7、食料品等物価高騰対策緊急給付金給付事業2億1,172万円につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による家計の負担増を軽減するため、町民一人当たり1万2,000円の給付金を支給するための経費になります。

対象者は、本年1月1日現在、美幌町に住所を有する全ての方で、外国人の方も対象となります。

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手

数料、業務等委託料、事務用機器等借上料は、給付金を支給するために必要な事務費になります。

交付金、食料品等物価高騰対策緊急給付金2億280万円は、対象者を1万6,900人と見込み、1万2,000円を支給するための所要額になります。

支給方法ではありますが、2通りの方法により支給したいと考えております。

まずは、プッシュ型といたしまして、令和6年度に実施いたしました給付金事業において、御指定いただいた口座に対して振り込みをするもので、一定期間中にお受け取りを拒否される方、もしくは、違う口座に入金してほしい方からの御連絡をいただき対応をいたします。こちらで8割強の方が支給完了となります。

もう一つは、申請型といたしまして、前回の給付以降に転入された方、もしくは、前回の給付以降に世帯主が死別・離別などの御事情により変更となられた方につきましては、申請をいただき給付することといたします。なお、その際には、水道料金や税など、町の料金で口座振替をされている方については、申請が簡便にできるようにするなど、なるべく簡便かつ迅速に給付できるように努めてまいります。

スケジュールといたしましては、補正予算可決後、直ちに通知文書を送付してまいりたいと思います。その案内文書には、この後、別途御説明いたします物価高騰対策ハイプレミアム商品券の案内チラシを同封したいと考えております。

実際の振り込み日といたしましては、2月の第2週には、1度目の振り込みを完了したいと考えております。家計の負担増の影響を少しでも軽減できるできるよう、可能な限り早期の支給に向けまして、事務手続を進めてまいりたいと存じます。

また、申請漏れがないように、町のホームページやSNSなどを通じて給付金の支給についてお知らせしてまいるとともに、

2月号町広報にて周知してまいります。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の増、補助金、物価高騰対策ハイプレミアム商品券発行事業補助金1億375万2,000円は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者の支援及び消費下支えを目的に、プレミアム率100%の商品券を発行するための経費であります。

4,000円分の商品券を2,000円で販売し一人5セットまで、最大1万円で2万円分の商品券を購入可能といたします。

販売する時期は、今回議決をいただきましたら早急に準備を取り進め、商品券の発行枚数は5万セットを予定しております。

仮に、一人5セットとした場合、1万人が購入できることとなりますので、美幌町内の全世帯から応募があったとした場合も、抽せんにおいて必ず一人分が購入できるよう、また、町内在住者に配慮した抽せんをしてまいりたいと存じます。

また、今回は、利用店舗に、町内の小売店舗に加え、一部のコンビニについても利用できるように拡充してまいりたいと考えております。

次に、下段の8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、3、除雪対策事業費の増、施設維持管理等委託料、除排雪委託料3,504万4,000円につきましては、12月に一斉除雪を2回実施したほか、路面整正などの実施により予算額に不足が生じるおそれがあることから、町民生活に支障を来すことがないように予算を増額いたします。

当初予算では、一斉除雪として6回分を計上しておりましたが、既に2回分を執行済みであり、年度末の3月下旬までには、あと6回程度の一斉除雪が想定される場所です。このため、委託車両による一斉除雪を2回分実施できるようにするほか、安全対策上、交差点の角取りや路面整正、排雪等を実施するための所要額として

3,504万4,000円を追加いたします。

下段の12款職員給与費、1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、その他手当40万円は、食料品等物価高騰対策緊急給付金給付事務に係る職員3名の時間外勤務手当を予算計上いたします。

次に、歳入につきまして御説明をいたしますので、議案書16、17ページにお戻り願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億9,916万6,000円、その下、7目商工費国庫補助金9,000万円は、物価高騰対策として本町へ配分される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てるための予算計上であります。

なお、本町へ配分される地方創生臨時交付金の交付限度額は2億8,916万6,000円であり、今回の補正予算で全額を充当いたします。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金6,175万円は、今回の補正に係る財源調整による基金からの繰入金となります。

なお、参考資料7ページ、資料2に、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第2号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美） 1点目、議案書の19ページ、2款、1項、11目諸費、食料品等物価高騰対策緊急給付金2億280万円について伺います。

この説明によると、対象者は、令和8年1月1日現在の住民登録を要する町民ですが、全世界帯が対象になるということですが、特に年金暮らし者にとっては、物価高騰については、大変な状況にあ

ると思います。それで、一人一律1万2,000円ということではなくて、例えば低所得者等の非課税世帯、非課税者については金額を増やすとか、そのような検討をすべきではないかと考えます。

あわせて、この1万2,000円の根拠について御説明をお願いしたいということが、大きな1点目であります。

それと、同じく19ページの8款、2項、2目道路橋梁維持費、除排雪委託料3,504万4,000円でありますけれども、今回の補正については、状況は分かりました。しかし、現在の町道の路面は本当に凍っていて、凸凹になったりして、特にマンホール等ではくぼみが出来上がって、車が通行するには大変危険な状態であります。

また、交差点の角も全く見えない状況が現在も見受けられます。私は、町内をちょっと回りましたけれども、あります。

そのようなことから、今日も朝早くからやっていることは理解しますけれども、これができなかった理由について。今回、補正しないと全町的にこのようなことができないのか伺います。

町民の方からは、滑って危険な路面になっていきますので、交差点ばかりではなくて、砂利をひいてほしいということもあります。今回、補正しないと、このようなことができないのか。

この2点についてお伺いをいたします。説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） まず、給付金の御質問でございますけれども、差をつけるべきではないかというお話がございましたが、今回いろいろな検討をさせていただきました。

それで、交付金の配分された額については、約2億9,000万ということで限りもあるため、これを最大限活用して、町民の負担軽減になるようにという検討をしたところでございます。

その結果なのですけれども、やはりこの物価高騰の影響というのは、町民全員がひとしく影響を受けているということでありますので、まずは、町民全員に等しく配分をしたいと。もう一つは、スピード感というものも重要でありますので、なるべく早めに振り込みをしたいということから、今回は、一律1万2,000円の配分をしたいというところで考えたところでございます。

その根拠なのですけれども、先ほどお話しいたしました交付金に限度額がありますので、まず、生活者支援に重点を置き、かつ、事業者支援ということも同時にすることが必要ではないかということ、今回ハイプレミアム商品券交付事業として、過去に例のない100%のプレミアムをつけて実施したいということで、なるべく、町民全員が恩恵を受けるように1万人分を計上したわけでございます。そこに、まず交付金を充当させていただきまして、残った額を全て町民の方に配分したいということでございます。若干、1万2,000円には満たなかったもので、一般財源を上乗せした中で1万2,000円を交付したいといった根拠で、今回は、1万2,000円と提案させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） 2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美） 説明は理解しましたけれど——理解というか、分かりましたけれども、やはり一律1万2,000円というのは……。

先ほどの繰り返しになりますが、いわゆる年金暮らしの方、本当に大変だと思います。そのような方の声としては、今、部長が残りの分を1万2,000円に持ってきたという説明をされましたけれども、一律ではなくて、そのようなこともやっていただきたいと。

12月16日にこの交付金が国から決定されて、1月の今日の議会でやることについては、私は、すごくスピーディーな対応

で、町民の方も大変喜んでおりますけれども、やはり町民の方から見れば、年金暮らしの方が大変だと思います。

一つ、部長の話の中で、1万2,000円の根拠が分からなかったもので、もう一度、説明をお願いしたいと思っております。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） 1万2,000円の根拠でございますが、まず、先ほど御説明しましたハイプレミアム商品券に充当させていただくほうを考えまして、そちらは1万人分。町民全世帯が買えるようにということで、そこにまず基金を充当させていただいて、残った額を全額町民の方に配分したいと考えたところでございます。

あと、今回、給付金を給付いたしましたし、併せてこのプレミアム商品券も買えるということで、給付させていただいたものを原資に商品券も買っていただければ、さらにもう少し恩恵というかが受けられるということも考えたところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸） ただいまの馬場議員からの御質問でございますけれども、今回、路面が凸凹になっているところとマンホールのくぼみ、このような部分で車が危険だという御質問でございます。

また、交差点の角取り、見えない状況ということでございますけれども、議員おっしゃったように、まず1月9日に、一部分の路面整正を実施いたしました。こちらは、直営の車両、グレーダー2台でダンプ等を使いながら路面整正——路盤を削りながら厚みを減らして、凸凹解消に努めておりますが、本日からまた2週間、直営それから民間のダンプの一般業者に御協力をいただきながら、実施している状況でございます。そのような中で、路面の凸凹解消に努めてまいりたいと考えてございます。

また、交差点の角取りでございますけれ

ども、こちらも、12月に大雪が降って2回一斉除雪いたしました。その後、暖気が入りまして、そのようなところで全町的に路面整正をさせていただきました。そのような部分で、雪が路肩ですとか、角地に集まった状況でございまして、こちらは、当初予算に組んでいました予算を使いまして、交差点の排雪をさせていただいて、各地区業者をお願いしまして、排雪を行った状況でございます。

そのような中で、補正しないとできないかということでございますけれども、当初予算の排雪の中で行っておりますが、その費用の分を一度使っておりますので、今回補正させていただいて、また2月、3月の交差点の角取りを実施したいと考えてございます。

それから砂利については、交差点だけではなく、通常の道路にもまけないのかというところでございますが、住民の方々からの苦情ですとか、例年まいている場所もありますけれども、そのようなところを重点的に行っております。そのような部分で、交差点のところはもちろんでございまして、通常の滑りやすいところ、特に少し緩やかな坂ですとか、そのようなところにもまいてございます。

しかし、暖気と寒気が繰り返し入る中で急激な冷え込みとなって、路盤が非常にかたい状況でございますけれども、そちらで砂が飛び散るといいますか、広範囲に散ってしまうという部分もあります。それから、暖気の中で雪の中に砂が埋没してしまっていて凍ってしまうと、上のほうがツルツルになってしまうということで、なかなかびり砂利の効果が薄いという状況でございますので、なかなか御苦勞、御心配をおかけする部分があるかと思っておりますけれども、追加で必要な部分があれば、維持管理グループにおっしゃっていただければと考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありま

せんか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 19ページ、商工業振興推進事業費のハイプレミアム商品券の関係ですけれども、先ほどの説明で、応募があれば全世帯に必ず当たるといいます。

そこで、外国人の方が美幌町に居住している場合、事業所の施設に入ったり、まちなかの住宅で共同生活をしたりしているのですが、外国人の登録状況が分からないのですけれども、一緒に生活していても1世帯ずつの登録となって、世帯として認められているのかどうか。

そして今回、多分、外国人の方もハイプレミアムの応募の対象になるのだと思うのですけれども、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典） 経済部長。

○経済部長（河端 勲） ただいまの御質問でございますが、外国人の住民登録は、たしか一人1世帯という住民登録形態だったかと思っております。

それで、今回のハイプレミアム商品券に関しましては、応募券の中に複数氏名を書くことができるようになっておりますので、外国人の方につきましては、それらに一括で書いていただくようなことになろうかなと思っております。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 外国人の方も一般の町民と同じように応募できるということで、抽せんの対象になると理解してよろしいのですね。

○議長（戸澤義典） 経済部長。

○経済部長（河端 勲） はい、そのとおりです。

○議長（戸澤義典） ほかにありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 除排雪のことで、お伺いしたいと思います。

近年だけ、今の道路状況、アイスバーン——全てがもうアイスバーンと言っていいほどであります。この中で、今度、選挙という日程が約10割程度決まりかなと、やること自体がね。路面がアイスバーンであれば、選挙の投票所の近辺、非常に危険ではないかなと思うのです。

民間でアイスバーンを削れと言っても、グレーダー、そのようなものはありませんので、やはり直営でやるしかないと思っていますのですよ。のこぎりのブレードで削るしかないと思っていますのです。

これは、幹線道路だけではなくて、これから先のことを考えると、高齢者も投票に行くわけですよ。アイスバーンであると非常に危険だと思いますので、会場近辺、今からアイスバーンを削るだとか、あるいは歩道を……。歩道こそ削る手立てがないと思いますが、なんとかしてアイスバーンをなくすような状況にしなければならないと思います。

また、これは除排雪には関係ないと思うのですけれども、看板設置のときも、除雪をしなければ、看板も立てられないと思うのですよ。除雪費と一緒に、看板設置の確保というのは、今からやっておかないと駄目かなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（戸澤義典） 建設部長。

○建設部長（遠國 求） まだ選挙につきましては、正式なものではございませんので、現段階での考え方でございます。

当然、歩道、車道とも、選挙人が通行するというのと、看板設置という問題も出てきますので、その辺につきましては、選挙管理委員会と十分に打合せをして、なるべく投票行為に支障がないように道路の整備をしてまいりたいと考えてございます。

（「投票所周辺も含めてか」と発言する者あり）当然、町道部分につきましては、道路管理者の維持管理の責任がございまして、そのような部分に対応させていただき

ます。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 18、19ページの7款商工費、1項、2目のハイプレミアム商品券について。上のことも関連するのですが、主にそちらのほうをお聞きしたい。

二つ目は、除排雪の関係。

1点目、ハイプレミアム券ですけれども、基本的に、1世帯一つは当たるような説明だったなど。その後、美幌町にお勤めになっている方にも出したいというお話でした。よくよく考えた場合、まず、そこで何を聞きたいか。

これは、国が交付金の中で対応を取る事業だと思っているもので、国は、どのような基準でこの額を査定しているのかなという興味が湧きました。

例えば、美幌町民の数を基本として——もう1回言いますよ、美幌町民という意味は、住所を有しているということで私は使っているつもりで、あえて言えば、美幌町が独自に基本条例でうたっている住民は、私で言う住民という意味ではない。

そうすると、極端に言えば、大都市なんかは沿線周辺の方が勤めに来ている。それも査定して交付金は決めているのかなと。いささかどのような決まりなのかということを知りたい思いが募ったという趣旨で、逆に言って、どのような査定の基でこの交付金額が決まっているのかなということを皆さんが知っていらっしゃれば、お教え願いたい。

これに関連して、さらにもう1点。

1世帯で最低限一つは当たるのだろうかと、うれしいことだと思っておりますが、そのように通っている方々の中では、夫婦で、もしかしたら子供さんも……。お勤めという意味ですよ。学校も含めてね。そうすると、その人方がダブって、美幌町民は1世帯で一つは確保できるけれど、通って

いる方は、どのように把握しているのか。

抽せんという手もあるかと思いますがけれども、私の考えでは、複数でもらう場合もあるわけです。これはいささか不公平というか、そのような思いが募るものですから、どのように把握されているのか。

美幌町に通っているというか、お勤めになっているというか、ダブルでもらう、もしくはトリプルで……。家族という意味です。夫婦でお勤めになった人がダブルでもらう。夫婦という意味でね。

これは、町民感情からいって……。出すなど言っているのではないですよ。どのように把握されるのかなという疑問点が、思いついたものですから、その手法をお教え願いたい。

次に、大きい意味の2点目。

8款、2項、2目ですか。先ほど馬場議員がお聞きになって、私は、答弁とは違った捉え方で、質問事項を捉えていたのですよ。

私は、除排雪をするなら、ちょっと例え話で悪いですが、やはりタイミングがあると。もちろん、基本的には、お金がなかったら、このような作業もできないとは思っているのですけれども、その予算づけの方法は、粗っぽく言うと、もう一つ、手法があると思うのですね。

過去にも美幌町が行った大きい意味の一つでは、災害扱いで専決処分して予算を確保した。

何を言いたいのか。何日も何日も、年を超えてするよりは、危ないと思ったのであればやったほうが……。あえて言えば、どうせお金を使うとするのであればという前提があるのですけれどもね。前提があるのですけれども、過去、美幌町も債務負担行為で除雪費を確保した。それは、別な観点なのです。町民が事故を起こさないように。危ない。

ですから、その意味では、作業そのものについては、担当の方が馬場議員の質問で

お答えになったけれど、そのこと自体ではなくて、予算づけという腹づもり。これは、担当ではなくて、やはり行政のトップにお聞きしておかないといけない行為だと思う。

それから、一例を申し上げて恐縮なのですが、年度末に、行政から業者に対して、排雪も含めた事業の指示がありました。だけど、指示を受けた業者の中で、作業を行う時間的ずれがあったと思うのです。年を超えてからやった業者もあったかなと。これはなぜか。

12月の末でしたけれど、年を越すために、いろいろな世の中の諸行事で人が出て歩く。それには、雪があったら、積もっていたら、四つ角があったら危険だと、その趣旨で発注があったと私は思うのです。ありがたいことだと思っているのですよ。でも、担当の方もちょっと失念しているのは、その趣旨を業者に十分理解していただいていないのではないかと。

というのは、先ほど言いましたけれど、作業自体が年を超えてなさいている業者もあったかなと見ています。どこそこという言葉は抜きにしますが。趣旨は違うでしょう。本来は、事故防止ですよ。だから、担当の方も、そこは心を砕いて、少なくとも指示したら1週間以内にやってくれよだとか、もう少しきめ細かい指示があつていいのかなと。

除排雪については2点。

これは、町長には、債務負担行為という手法、過去にも美幌町がやっている経緯、どうせやるなら、そのような腹づもりしているのであれば、そのような手法もあるよということ。

もう1点、今、言ったように、担当の方々の目的を達するための気配りがもう少しあつていいのではないかと。

これは、担当も含めてお聞きしておきたいのですけれども、どのような感じで管理されているのか、お聞かせ願いたいと存じ

ます。

○議長（戸澤義典） 財務課長。

○財務課長（鶴田雅規） 私からは、まず1点目、今回の国の経済対策交付限度額の算定の関係でございます。

国が係数を決めたもので国の補正予算2兆円を配分しているところでございますが、その限度額の算定に当たっては、国から来ている通知によりますと、各地方自治体の人口規模や財政力指数、それから今回の経済対策でございます物価指数等を加味して、国が係数を算定して、それぞれのところに限度額として配分しますという内容になってございます。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 私の持論、各自治体の財政力云々は、各自治体で違うと思います。そのとおりのかな。でも、基本となるのは、そこに住んでいる人口ですよ。基本的に言えば、国勢調査。住民なのです。

私が言う住民というのは、住所を有している人が住民なのです。私の論法はね。そうしたときに、あえて言えば、美幌でいう基本条例の住民扱いは同等にしている。これも、美幌町の決め事ですからいいのですけれども。

ただ、心配なのは、例えば夫婦でこのプレミアム券を買う。当たるといふか、買う。もしかしたら、子供さんも学校の関係で通っている。町民には1世帯一つは当たるようにしたいという気持ち。それは尊いことで、そのとおりだと思うのですけれども、ただ、ちょっと解せないのは、皆さんは、どこで不公平感を緩和しているかということなのです。

この場では、これ以上申しませんが、今後、研究する必要があるのではないかと。

私は、基本的に、国が補助金の基礎となる一つとして住民。再度申し上げますけれども、私で言う住民というのは、住所を有しているということで、いま一度、組立てを

考えたらいかがでしょうかということでもあります。

○議長（戸澤義典） 経済部長。

○経済部長（河端 勲） 今回の商品券の抽せんに関する流れをまず御説明させていただきますと思います。

まず、町民の皆様から応募をいただきます。その上で、町でリスト化を図ります。一定数のリストを作成した段階で、まず、一次的に世帯ごとといいますか、世帯に当たるような抽せん行為を行います。次の段階で、それ以外の世帯、また、町外者の方も含めた抽せんを経て、当選といいますか、何というのでしょうか、当選を定めていきたいと考えてございます。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 何と云えばいいのかわ。

住民——住所を有している住民は、世帯が分かります。分かります。そうすると、通っている人。例えば、安全建設に努めている職員が北見から、そして網走から、端野から——端野は今、北見市だと思えますけれど、申請する場合、その人の住所なり世帯なり、全部管理するというところでよろしいですか。

もうこれ以上、お聞きしませんけれども、ただ、私が基本的に言いたいのは、国の査定が国勢調査で——基本的には国勢調査だと思うのですけれども、それを基にして、その町に住んでいる人を基準としているだろうということを言いたいのですよ。住んでいるということが重要視されていることではないかなということを知りたいのです。

先ほど、美幌町は美幌町で決めていいこともあろうかと思えますけれども、もともと住所を有している者が不公平にならないように、一応、仕組みの組立てを今後含めて研究してはどうかということでもあります。研究できるものは研究していただきたいという趣旨だけです。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今回、提案させていただいたものの中で、種々、御質問がありました。持論はちょっと置いておいて、基本的には、町民の方々にきちんと還元するという事だと思えます。

ですから、給付ということに対しては、当然、町外の方が入らないのは当たり前です。もう一つは、ハイプレミアムということで、これは、経済効果も目的の一つにあります。ですから、基本的には、今回個々に給付させていただいた分を使ってプレミアムを購入いただきたいという思いの中で、当然、御案内も一緒に入ると。全部がそれを望むかどうかというのは、分かりません。

今度は、ハイプレミアムについては、経済効果ということ考えたときに、その中に町民だけではなくて、自治基本条例の中には、住民という取り扱いに町外の方も入れていることもあって、そのような方も購入の対象として考えることに対して、皆様にお認めいただきたいという提案であります。今回は。

ですから、今度は、それを認めていただいた場合に、どう抽せんをしていくかということは、抽せんの話だと思います。基本的には、町内の方々、要は、世帯の数以上に発行しているのです、世帯の部分というのは、申込みいただく際に当然、住所を書きますから、それはもう一つのシステム的には、例えば、平野とすれば、平野に関してのグループ化がされて、ここで一つだよということは、多分チェックできると思えます。

もし、町外から来た方で、住所も書いていただいたときに、この方とこの方とこの方と。例えば、通学で来ているAさんという家族がいたら、どこどこ建設にいたった場合には、それも住所をチェックすれば、これは一つの家族ではないかという判断ができるということでもあります。

今回、町がきちんと関わりますので、その中でしっかりとチェックし、まずは地元の方々、1家族、必ず一人は当たるような形を取らせていただきたいというのは、再三、説明させていただきました。その後、2回目がどうなるかというのは、またこれも考え方ありますので、まず基本となることは、給付については、町にいただいた交付金でありますので、住民にきちんとやる。

今回のハイプレミアムについては経済ということで考えれば、町外の方についてもお認めいただきたいという提案であります。

あと、抽せんについては、しっかり誤解のないように進めますので、どうか御理解いただきたいと思えます。

○議長（戸澤義典） 次、除排雪について。

町長。

○町長（平野浩司） もう1点は、除排雪のことでいろいろお話をさせていただきました。

大きく2点ある中で、進めるに当たり、予算上の話については、いろいろ手法があるよと言っていました。今まで専決もしていただいたこともあります。

ただ今回、臨時会がありますので、あえて可能であれば、今分かることについては皆さんに御説明して、御理解いただくというのは、私は筋ではないかなということで、今回お出ししたところであります。

実際の作業としては、担当はいろいろ苦慮しております。それで、これは担当にお話ししましたけれども、何というのですかね、作業をやるときのタイミングということも大事ですよという話をしました。特に、角取りとか、それはあくまでも、今の状態であれば危険だよということの判断で、ある意味では、緊急性とかスピードを要求されるので、例えば業者の状況によってはなかなかすぐできないことはあるのだ

けれど、それはしっかりお願いして、このような状況で稼働が不足すると事故が起きるから、もう少し担当から業者の方にしっかりお願いしてくれというお願いはしております。

ですから、先ほど年度末の話が例で出されましたけれど、今後については、やる時にはしっかり、スピードを持ってきちんとやらせていただきたいと思いますし、担当もそのような努力をしていくと思っております。

あと、今、何というのですかね、路面が非常によくないという状況の中で削るといのは、私どもが持っているグレーダーでないとできないということであり、いろいろな状況を想定した中で、町としても委託しているところがほとんどであります。

直営班とうまくバランスを取りながら、委託を受けていただいた方としっかり連携を取って、引き続き、町民の方が本当に安心して町道を走れるように努力していきますので、まずは御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） くどいようでありますけれども、正直言って、業者も混んでいる場合、そのときは、あえて言えば、地域をこうやって……。

基本は、除雪・排雪を含めて、一つは、事故防止。交通事故防止が主ですから、そこら辺は、思い切った判断もあっていいのでないか。地域の担当は一応、張り番をしていますけれども、それを超えて、あえて言えば2週間も、3週間も、4週間もできない業者であれば、1回は様子を見なければいけない。だけど、それでもしてくれない——してくれないというか、手が回らないのであれば、地域を超えてできるところに頼む。

これは、危険防止という観点では、必要なことだと思うのですね。他の災害が起きたときも、いや、うちであれば、1か月後

ですと、対応取れますか。一定期間は認めなければいけません。指示を出したからあしたからやれと、そのような災害みたいなこともあるでしょう。でも、1週間なら1週間、10日なら10日以内でやってくださいよ。それでもできなければ、できるところをお願いするのも手だなと私は思っています。

それからもう1点。

先ほど大原議員が鋭い指摘をしたなと思っているのですけれども、そのとき——ときというのは、時勢。

例えば今回、選挙がある。そうすると、掲示板——個人的な看板というよりも、選挙を通しての掲示板も立てなければいけない。

一つは、これは、どちらかというと言管がらみだと思いつつも、道路に雪がどんとあったら、掲示板の意味が成さないのですね。そのようなこととか、今度、投票所付近。その時期が来れば、そのような配慮も……。

やはり、基本的ないろいろ美幌町における世の中の——何というのでしょうか、行事とか、いろいろな催物とかを念頭に入れて、路線的に言っても、どこを優先すべきかというのは、十分考慮してやっていただきたい。やめときます。

○議長（戸澤義典） 建設部長。

○建設部長（遠國 求） まずは、業者間を超えた除雪の委託の件でございますけれども、現契約の中では、そのような条項がございませんので、それが可能かどうかについては、業者とも相談してまいりたいと考えてございます。

あと、選挙関係の件でございます。先ほど大原議員からも質疑ございまして、答弁させていただいたとおり、その時期が来ましたら、選挙管理委員会と十分打合せをして、町道部分については、道路管理者の責任で除雪してまいりたいと考えてございます。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第2号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和8年第1回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前10時33分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員